○美里吾平コミュニティ協議会規約

（名称及び組織）

第１条　本会は、美里吾平コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

２　協議会の所在地は鹿屋市吾平町麓 3408 番地１とする。

３　協議会は、吾平地域に居住する個人、所在する法人及び各種団体等に属する者（以下、「会員」という。）をもって組織する。

４　吾平地域に居住していない吾平地域の出身者又は縁故者で希望する者も、会員として協議会の活動に参画し、情報の提供を受けることができる。

（目的）

第２条　協議会は、全ての会員がいきいきと働き、人生をまなび楽しみ、安全で安心してゆたかに暮らせる地域づくりを実践するため、相互に連帯・協力・参画し、地域に共通する課題の解決に向け自主的・主体的・積極的に行動することにより、住みよい・住みたいと思える美里吾平づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を推進する。

（１）地域の課題を把握・発見するための協議・学習等に関すること。

（２）課題解決のため関係行政機関との連携・協働の推進を図ること。

（３）会員相互の親睦を深め、情報の共有及び協働の推進を図ること。

（４）地域活動の振興に関すること。

（５）地域の産業の振興及び将来の発展に関すること。

（６）地域の文化・スポーツ活動の振興及びまなびの機会の充実に関すること。

（７）地域の福祉の充実及び安全安心な地域づくりに関すること。

（８）その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　２名

（３）事務局長　１名

（４）監　事　　２名

２　会長、副会長及び監事（以下、「会長等」という。）は、会員の中から選出し、総会で承認する。

３　会長等の任期は２年とする。ただし、再任することを妨げない。

４　会長等が任期途中において交代した場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第５条　役員の職務は、次のとおりとする。

（１）会長は、協議会を代表して会務を総括する。

（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（３）事務局長は、第 12 条第１項に掲げる事務局の事務を総括する。
（４）監事は、協議会の会務会計を監査する。

（会議）
第６条　協議会の会議は次のとおりとする。
（１）総会
（２）役員会
（３）運営委員会
（４）各専門部会（以下「部会」という。）
２　会議は、いずれも構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決することとする。
３　会議のうち、総会は出席者から選出された者が、役員会及び運営委員会は会長が、各部会は各部会長がそれぞれ議長となる。
４　役員が会議に出席できない場合には、その他の会員を代理人としてその権限を委任することができる。
５　会議はいつでも自由に傍聴することができ、会議に出席する権利のない会員は、必要があるときは許可を得て会議で意見を述べることができる。

（総会）
第７条　総会は、役員及び各部会の部会員で構成する協議会の最高議決機関とし、毎年１回会長がこれを召集して次の事項を審議する。
（１）事業計画及び予算に関すること。
（２）事業報告及び決算に関すること。
（３）規約の改正、役員の選任及び承認に関すること。
（４）その他協議会の運営に関する重要なこと。
２　総会は、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

（役員会）
第８条　役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成し、会長が必要に応じて召集して次の事項を審議する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）その他緊急に協議の必要が生じた課題に関する事項

（運営委員会）
第９条　運営委員会（以下、「委員会」という。）は、次に掲げる者をもって構成し、委員長は委員の互選により選任する。
（１）会長
（２）副会長
（３）事務局長
（４）町内会長（地区代表１０名）
（５）各専門部会長、副部会長及び幹事

（６）プロジェクトチーム長及び副チーム長

２　前項に掲げる者のほか、会長が必要と認める場合は、吾平地域町内会連絡協議会代表、肝付吾平町農業組合代表及びかのや市商工会代表その他事案に応じて招集することができるものとする。

３　委員会は、その必要がある場合に、会長が要請し又は委員長の判断により委員長が召集して次の事項を審議する。この場合において、審議する内容により会議に必要な部会員を別に招集することができる。

（１）総会で議決した事業の執行について、各部会の統括に関する事項

（２）各部会から提起された事項を総括し、総会又は役員会へ報告すべき事項

（専門部会）

第10条　協議会の事業を推進するため、専門部会を置き、その名称及び主な職務は次の表に示すとおりとする。

名称	主な職務
（１）地域づくり部会	第３条第４号及び５号に定めること。
（２）くらし部会	第３条第６号及び７号に定めること。

２　各部会の部会員は、会員の中から専門的知識や技能・経験等に基づき会長が指名する。この場合において、会長は他の会員からの推薦等を参考とすることができる。なお、団体や組織の代表でない個人の委員については、別に規定する規則に従う。

３　各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

４　各部会に幹事を置き、部会長が鹿屋市地域サポート職員（協議会内では、「地域サポーター」と呼ぶ。）から選任する。

５　各部会は、部会長が必要に応じて召集し、第１項に定める主な職務のほか必要な事項を審議する。

６　部会長、副部会長及び幹事の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

７　各部会は、事業計画に基づいた事業メニューの方針案を決定する。この方針案に基づいて、必要に応じてグループを設置し、グループの委員を配置する。グループにおいて、具体化のための素案を作成する。これを受けて、部会としての事業実施の方針を決定する。

（プロジェクトチーム）

第11条　会長は、第７条に規定する会議のほか、次に掲げる事項を検討するため、プロジェクトチームを設置することができる。

（１）全体的な地域活性化事業の企画・立案に関する事項

（２）各部会に属さない事項又は各部会の専門分野を横断する事項

（３）その他協議会の在り方又は方向性等について特に検討を必要とする事項

２　プロジェクトチームは会員のうち専門的知識や技能を有する者又は特に参画の意欲のある者で構成し、チーム長は会長が別に指名する。

３　プロジェクトチームは、チーム長が必要に応じて召集し、第１項に定める事項のほか吾平の活性化のために必要な事項を審議する。

（事務局）

第12条　協議会の事務局はコミュニティセンター吾平振興会館内に置き、協議会の事務及び会計を処理する。
２　事務局に職員を配置し、事務局長は職員の中から会長が委嘱する。

（運営費）
第 13 条　協議会の運営費は、交付金、活動収入金、寄付金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第 14 条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（設立年月日）
第 15 条　協議会の設立年月日は、平成 26 年７月 25 日とする。

附　　則

この規約は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。
この規約は、令和元年 5 月 11 日から施工する。

○美里吾平コミュニティ協議会規則

（専門部会の委員）

第１条　専門部会の委員の中で、団体や組織の代表ではない個人については、部会に諮って承認されてから、役員会で決定する。

２　団体や組織の代表でない個人は、以下の者が該当する。

（１）町内会長、部会長および役員のいずれかから推薦された、専門知識を有し又は活動的で参画意欲のある人物。

（２）一般公募した参画意欲のある吾平地域住民。

附　　則

この規則は、平成 30 年３月 15 日から施行する。